

令和4年2月8日

埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会書面開催について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第5条第14項及び第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の3日前（2月15日 火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出下さい。

—記—

1. 協議開始日 令和4年2月18日（金）
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題 特定地域の指定について

問い合わせ先

埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
担当：高原、遠藤
電話：048-863-6431

